平成23年８月26日
号外第１号
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

■　目　次　■

選挙管理委員会告示
○大館市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る裁決（７７）……1
○大館市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る裁決（７８）……5

## 選挙管理委員会告示

秋選管告示第77号

平成23年４月24日執行の大館市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、平成23年８月11日次のとおり裁決した。

平成23年８月26日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

裁決書

大館市早口字出口38番地
審査申立人　佐　藤　文　雄（61歳）

上記審査申立人（以下、「申立人」という。）は、大館市選挙管理委員会（以下、「市委員会」という。）に対して、平成23年４月24日執行の大館市長選挙（以下、「本件選挙」という。）の選挙の効力に対する異議の申出をしたところ、市委員会が平成23年５月24日付けでこれを棄却する決定をし、この決定を不服として申立人から秋田県選挙管理委員会（以下、「当委員会」という。）に提起された審査の申立てについて、当委員会は、審理の上次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査の申立てを棄却する。

理　　由

第１　審査の申立ての趣旨及び概要

１　本件選挙の概要及び申立人による異議申出と市委員会の決定

⑴　本件選挙は、平成23年４月17日告示、同月24日に執行され、近江屋信広候補（以下、「近江屋候補」という。）、小畑元候補（以下、「小畑候補」という。）、福原淳嗣候補（以下、「福原候補」という。）が立候補し、小畑候補が当選した。

⑵　本件選挙につき、申立人は、同年５月６日に市委員会に本件選挙の無効の主張をして異議の申出をした。

⑶　市委員会は、同月24日に本件選挙の無効の異議の申出を棄却する旨の決定をした。

⑷　申立人は、市委員会の決定を不服として、６月13日に当委員会に審査の申立てをし、市委員会がした異議の申出の棄却決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めた。

２　申立人が本件選挙を無効と主張する理由

申立人の主張する理由は、以下のとおりである。

⑴　記号式投票

記号式投票用紙に記載されている候補者の氏名の順番が違うものがあり、複数の種類の投票用紙があることは公職選挙法（以下、「法」という。）に違反する。

選挙期日投票の投票用紙が記号式であることは大館市の公報等でも事前に知らされておらず、どのような事情で急に投票方法を変更したのか疑問である。

⑵　投票箱

投票所における投票箱の空虚確認の際、事前に白票の投票用紙が沢山入っていた、との情報もある。

⑶　開票作業

開票作業において、投票用紙を候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を持つ。恣意的に得票が操作されていたのではないかとの疑いを抱く。候補者の氏名の順番の異なる投票用紙をどのように振り分けたのか疑問がある。

選挙立会人は、開票作業の手順について事前に説明を受けたのか、個々の作業が適正であるか否かを確認する機会があったのか疑問がある。

第２　裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会からは弁明書および関係書類の提出、申立人からは弁明書に対する反論書の提出を受け、申立人、市委員会委員長、市委員会職員を含めた事務従事者２名、近江屋候補、小畑候補及び福原候補から届け出られた選挙立会人各１名の証言を求め、審査した。

その結果は、次のとおりである。

１　選挙無効の要件等

⑴　選挙の効力に関する争訟に関し、法第205条第１項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」と規定している。

⑵　同条項にある「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として、選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は、直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものであるとの判例（昭和27年12月４日最高裁判所判決）が確立している。

⑶　また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、候補者の当落に異なった結果を生じたかもしれないと客観的に認められる場合を指すものであるとの判例（昭和29年９月24日最高裁判所判決）が確立している。

⑷　記号式投票については、法第46条の２により、市町村の首長選挙は条例で定めるところにより記号式投票によることができる、と規定されている。大館市は、昭和38年２月１日に制定した「大館市長選挙の記号式投票に関する条例」（以下、「市条例」という。）により、法第47条、第48条の２及び第49条の規定による投票を除き、記号式投票によるものとしており、平成17年に旧田代町及び旧比内町と市町合併しているが、合併後も市条例が施行されている。

⑸　投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序の決定方法については、公職選挙法施行令（以下、「令」という。）第49条の４において、くじで定める順序による、と規定されている。

⑹　投票箱については、令第34条により、投票管理者において、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない、と規定されている。

⑺　開票手続に関しては、法第61条以下に規定されており、選挙立会人の役割については、法第66条第２項において「開票箱を開けるときの立会い」、法第80条第１項において「開票の結果に関する報告の調査及び候補者の得票総数の計算の立会い」、法第83条第１項において「選挙録の署名」、等と規定されている。

２　記号式投票

⑴　申立人の証言等

①　申立人は、選挙期日に使用した記号式投票用紙の候補者の氏名の順番が違うものがあり、複数の種類の投票用紙がある旨主張し、次のとおり証言した。

ア　自分が投票した投票用紙と後に知人から聞いた投票用紙の氏名の順番が違っていた。投票用紙に、間違って丸印をつけたのではないかと不安になった。

イ　期日前投票と選挙期日投票の投票用紙の様式が異なるのは適法なのか疑問がある。

ウ　記号式投票用紙を見るのは初めてであり、驚いたが、投票したい候補に丸印をつけることは理解できた。

エ　市委員会に提出した異議申出書（平成23年５月６日付け）において、投票用紙の候補者の氏名の順番と投票所に掲示されていた候補者の順番とが違っていた、との主張については、投票所に候補者の名前が掲示されていたか否かはっきり記憶していない。

②　これに対し、市委員会は、記号式投票用紙の候補者の氏名の順番が違うものはない旨主張し、市委員会委員長及び事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　昭和38年に制定した市条例により、大館市は、期日前投票等を除き、記号式投票用紙を採用している。

イ　平成17年に旧大館市、旧田代町及び旧比内町は市町合併しているが、平成19年４月執行の大館市長選挙は複数立候補者がいなかったため投票が行われておらず、旧田代町の住民にとって、大館市長選挙に関する記号式投票は初めてとなる。

ウ　これまで、選挙期日の投票用紙に記号式投票用紙を使用することについて、大館市の広報紙等により広報したことはない。

エ　投票用紙の発注および管理については適正に行っており、記号式投票用紙は１種類のみしか作成していない。

オ　選挙執行後の投票用紙は、市委員会事務局内の金庫に施錠のうえ管理している。

カ　法の規定により、選挙期日の記号式投票の投票所には、候補者の氏名を掲示していない。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料、当委員会が実施す

ることを決定し、当委員会の事務局職員に行わせた物件の確認（平成23年７月19日実施）に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、記号式投票に関しては、市条例により、大館市長選挙の選挙期日の投票は、記号式投票用紙によるとされているところ、本件選挙に関する市委員会の資料や投票用紙の印刷発注等のための稟議書に特に不自然なところはなく、投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序について、手順に従った手続きが行われたと認められる。

③　当委員会が市委員会の保管する未使用の記号式投票用紙について調査したところ、所定の様式以外の投票用紙は存在しなかった。

④　旧田代町においては、記号式投票は初めてのことであり、事前に市委員会による広報がされていないこと等から、選挙期日の投票の際、当該選挙人の中に戸惑った者がいた可能性はあるが、当該投票用紙には、「投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつける欄に○をつけること。」と注意を促す記載もあり、選挙人において、記号式投票により選挙権の行使が困難であったとは認められない。

⑤　投票所における候補者の氏名の掲示については、法第175条第１項但し書きにより、選挙期日の記号式投票の投票所には候補者の氏名の掲示は要しないとされている。

⑥　したがって、候補者の氏名の順番が異なる複数の記号式投票用紙が存在するとの事実は認められず、本件選挙において投票方法を変更した事実もなく、その他選挙無効となるような法令違反の事実は認められないことから、記号式投票用紙等に関する申立人の主張には理由がない。

３　投票箱の空虚確認

⑴　申立人の証言等

①　申立人は、令第34条が規定する投票箱のいわゆる空虚確認に関し、投票立会人が投票箱の空虚確認をした際に白票の投票用紙が沢山入っていたとの情報があったと主張し、その情報は空虚確認した者から直接聞いたものではない、と証言した。

②　これに対し、市委員会事務従事者は、投票所において、投票箱の空虚確認は適正に行っていると主張し、投票箱の空虚確認等について問題が発生したとの報告も受けていない、と証言した。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、選挙人が投票する前に、投票管理者が投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示すいわゆる空虚確認は、市委員会から提出された全投票所の投票録の「８その他⑴公職選挙法施行令第34条（投票箱の確認）の確認した選挙人」の欄中に確認した選挙人の記録がなされており、また、他に投票録には不自然な記載もないことから、適正に空虚確認は行われたと認められる。

③　したがって、投票箱の空虚確認をした際に白票の投票用紙が沢山入っていたとの事実は認められず、投票箱の空虚確認に関する申立人の主張には理由がない。

４　開票作業

⑴　申立人の証言等

①　申立人は、開票作業について、唐突に候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を受けた、選挙立会人が開票作業の手順について事前の説明を受けたか疑問である等と主張し、次のとおり証言した。

ア　開票会場で開票の様子を見るのは初めてのことであるが、開票や集計作業等の一連の投票用紙の流れに疑問を持った。

イ　申立書に記載のある「記載のある投票用紙を候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を受けました」との記載については、友達と話をしてそのように思ったものである。

②　これに対し、市委員会は、開票作業は適正に行っていると主張し、事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　開票作業は、開票係、点検係、集計係、判読係、回付係及び庶務係がそれぞれ担当していた作業を手順に従って行っており、その集計も計数機や集計システムを使って適正に行っている。

イ　選挙立会人に対する説明は、開票作業が始まる前に、開票所の中で静寂な中で説明した。この様子については傍聴者も見ている。

③　３候補者から推薦のあった各選挙立会人は、次のとおり証言した。

ア　開票会場内で特段の異変はなく、選挙録に署名するに当たり特に問題ないものとして署名した。

イ　開票前、市の担当者から、注意事項に関する説明を受けた。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料、選挙立会人の各証言に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、市委員会は、会場において開票立会人への事前説明や開票作業の状況説明を行っており、開票立会人において、開票作業の内容を理解できない状態にはなかった。

③　開票所における市委員会の作業について、選挙立会人は、特に問題はなかったと証言しており、申立人が主張するような不自然な開票作業が行われたとは認められない。

④　したがって、申立人の主張は、開票作業の流れに関する誤解に基づくものと考えられ、他に選挙無効となるような法令違反の事実は認められないことから、開票作業に関する申立人の主張には理由がない。

５　選挙録等

⑴　当委員会の調査

①　当委員会において、市委員会から提出された選挙録等を確認したところ、有効投票の内、記号式投票の数の記載に疑問があったことから、その点を確認したところ、後日、市委員会から、「⑵有効投票の内訳」における「記号式投票」数を39,181票から39,334票に、同じく「法68条の２第１項以外の投票」数を9,408票から9,255票に訂正した選挙録の提出があった。また、当委員会が市委員会の保管する未使用の記号式投票用紙について調査したところ、保管されているはずの枚数に10枚の不足が認められた。

②　これに対し、事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　前回の大館市長選挙は無投票だったので、本件選挙は、期日前投票の制度ができた後、記号式投票用紙を使用した初めての選挙となる。

イ　候補者ごとの有効票の仕分けでは、記号式投票用紙にそれ以外のものを混ぜて結束したため、記号式投票用紙が何票かということを直接数えることができなかった。

ウ　選挙録を作成する際、有効投票数と無効投票数等を基に計算をして出したが、その計算の過程に誤りがあり、結果的に選挙録の記載に誤りが生じた。

エ　有効投票数は、各候補者の得票総数を合計したものと一致しており、誤りのない数字である。

オ　各投票所に配布した投票用紙で選挙人に交付されずに未使用となったものが市委員会に返却されるが、返却された未使用の記号式投票用紙が他の物品と紛れたため、保管されているはずの枚数に不足が生じた虞れがある。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、市委員会の証言、市委員会から提出された資料に基づき、選挙録の記載の誤り及び保管されている未使用の記号式投票用紙の不足は、選挙の効力に影響を及ぼすものではないと考えた。

②　すなわち、選挙録に関しては、法第83条により、選挙長が選挙録の作成及び関係書類を保存することが規定されている。そして、法第83条は、選挙録に記載される投票数等について、正確であることを要求しているものと考える。

③　ところで、平成19年４月に執行された大館市の前回の市長選挙は、複数立候補者がいなかったため投票は行われておらず、選挙事務従事者にとって、記号式投票用紙とそれ以外の投票用紙を仕分けする作業は、本件選挙が初めてであった。そのため、候補者ごとの有効票の仕分け及び選挙録の記載における不適切な事務処理により、本件選挙の選挙録では、有効投票における記号式投票数及び法第68条の２第１項以外の投票数に関して不正確な記載がなされていた。

④　しかし、選挙録は、選挙の結果を記載してその事実を証明するためのものにすぎず、選挙録の記載に誤りがあっても、そのことにより選挙録に瑕疵があるとはいえるが、選挙の執行状況を変えるまでの効力はないものと考える。また、本件選挙に関する選挙録に関し、有効投票における記号式投票数及び法第68条の２第１項以外の投票数以外の記載に誤りがあったことは窺われない。

⑤　そのため、本件選挙における選挙録の不正確な記載は、選挙録の瑕疵にとどまり、選挙の規定に違反して選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には該当しない。

⑥　また、未使用の記号式投票用紙に不足が生じているが、投票所で投票用紙の残数等を確認した後の事務処理において発生した問題と考えられ、また、未使用の投票用紙の保管に関する法令も存在しないことから、未使用の記号式投票用紙の不足は選挙規定に違反するとはいえない。

⑦　したがって、選挙録の記載の誤り及び保管されている未使用の記号式投票用紙の不足は、本件選挙の効力に影響を及ぼすものではない。

第３　結論

以上のとおり、本件選挙の無効を求める申立人の主張にはいずれも理由がなく、また、選挙録の記載の誤り及び未使用の記号式投票用紙に不足があることについても選挙の効力に影響がないことから、市委員会がした異議の申出の棄却決定を取り消す理由はなく、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成23年８月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

**秋選管告示第78号**

平成23年４月24日執行の大館市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、平成23年８月11日次のとおり裁決した。

平成23年８月26日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

裁決書

大館市岩瀬字大柳上野17番地
審査申立人　小笠原　テル子（68歳）

上記審査申立人（以下、「申立人」という。）は、大館市選挙管理委員会（以下、「市委員会」という。）に対して、平成23年４月24日執行の大館市長選挙（以下、「本件選挙」という。）の選挙の効力に対する異議の申出をしたところ、市委員会が平成23年５月24日付けでこれを棄却する決定をし、この決定を不服として申立人から秋田県選挙管理委員会（以下、「当委員会」という。）に提起された審査の申立てについて、当委員会は、審理の上次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査の申立てを棄却する。

理　　由

第１　審査の申立ての趣旨及び概要

１　本件選挙の概要及び申立人による異議申出と市委員会の決定

⑴　本件選挙は、平成23年４月17日告示、同月24日に執行され、近江屋信広候補（以下、「近江屋候補」という。）、小畑元候補（以下、「小畑候補」という。）、福原淳嗣候補（以下、「福原候補」という。）が立候補し、小畑候補が当選した。

⑵　本件選挙につき、申立人は、同年５月６日に市委員会に本件選挙の無効の主張をして異議の申出をした。

⑶　市委員会は、同月24日に本件選挙の無効の異議の申出を棄却する旨の決定をした。

⑷　申立人は、市委員会の決定を不服として、６月13日に当委員会に審査の申立てをし、市委員会がした異議の申出の棄却決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めた。

２　申立人が本件選挙を無効と主張する理由

申立人の主張する理由は、以下のとおりである。

⑴　記号式投票

記号式投票用紙に記載されている候補者の氏名の順番が違うものがあり、複数の種類の投票用紙があることは公職選挙法（以下、「法」という。）に違反する。

選挙期日投票の投票用紙が記号式であることは大館市の公報等でも事前に知らされておらず、どのような事情で急に投票方法を変更したのか疑問である。

⑵　投票箱

投票所における投票箱の空虚確認の際、事前に白票の投票用紙が沢山入っていた、との情報もある。

⑶　開票作業

開票作業において、投票用紙を候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を持つ。恣意的に得票が操作されていたのではないかとの疑いを抱く。候補者の氏名の順番の異なる投票用紙をどのように振り分けたのか疑問がある。

選挙立会人は、開票作業の手順について事前に説明を受けたのか、個々の作業が適正であるか否かを確認する機会があったのか疑問がある。

第２　裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会からは弁明書および関係書類の提出、申立人からは弁明書に対する反論書の提出を受け、申立人、市委員会委員長、市委員会職員を含めた事務従事者２名、近江屋候補、小畑候補及び福原候補から届け出られた選挙立会人各１名の証言を求め、審査した。

その結果は、次のとおりである。

１　選挙無効の要件等

⑴　選挙の効力に関する争訟に関し、法第205条第１項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」と規定している。

⑵　同条項にある「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として、選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は、直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものであるとの判例

（昭和27年12月４日最高裁判所判決）が確立している。

(3)　また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、候補者の当落に異なった結果を生じたかもしれないと客観的に認められる場合を指すものであるとの判例（昭和29年９月24日最高裁判所判決）が確立している。

(4)　記号式投票については、法第46条の２により、市町村の首長選挙は条例で定めるところにより記号式投票によることができる、と規定されている。大館市は、昭和38年２月１日に制定した「大館市長選挙の記号式投票に関する条例」（以下、「市条例」という。）により、法第47条、第48条の２及び第49条の規定による投票を除き、記号式投票によるものとしており、平成17年に旧田代町及び旧比内町と市町合併しているが、合併後も市条例が施行されている。

(5)　投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序の決定方法については、公職選挙法施行令（以下、「令」という。）第49条の４において、くじで定める順序による、と規定されている。

(6)　投票箱については、令第34条により、投票管理者において、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない、と規定されている。

(7)　開票手続に関しては、法第61条以下に規定されており、選挙立会人の役割については、法第66条第２項において「開票箱を開けるときの立会い」、法第80条第１項において「開票の結果に関する報告の調査及び候補者の得票総数の計算の立会い」、法第83条第１項において「選挙録の署名」、等と規定されている。

２　記号式投票

(1)　申立人の証言等

①　申立人は、選挙期日に使用した記号式投票用紙の候補者の氏名の順番が違うものがあり、複数の種類の投票用紙がある旨主張し、次のとおり証言した。

ア　自分が投票した投票用紙と後に知人から聞いた投票用紙の氏名の順番が違っていた。投票用紙に、間違って丸印をつけたのではないかと不安になった。

イ　期日前投票と選挙期日投票の投票用紙の様式が異なるのは適法なのか疑問がある。

ウ　記号式投票用紙を見るのは初めてであり、驚いたが、投票したい候補に丸印をつけることは理解できた。

エ　投票所には候補者の氏名が掲示されており、投票用紙に記載されていた候補者の氏名の順番と投票所に掲示されていた候補者の氏名の順番とが違っていた。

②　これに対し、市委員会は、記号式投票用紙の候補者の氏名の順番が違うものはない旨主張し、市委員会委員長及び事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　昭和38年に制定した市条例により、大館市は、期日前投票等を除き、記号式投票用紙を採用している。

イ　平成17年に旧大館市、旧田代町及び旧比内町は市町合併しているが、平成19年４月執行の大館市長選挙は複数立候補者がいなかったため投票が行われておらず、旧田代町の住民にとって、大館市長選挙に関する記号式投票は初めてとなる。

ウ　これまで、選挙期日の投票用紙に記号式投票用紙を使用することについて、大館市の広報紙等により広報したことはない。

エ　投票用紙の発注および管理については適正に行っており、記号式投票用紙は１種類のみしか作成していない。

オ　選挙執行後の投票用紙は、市委員会事務局内の金庫に施錠のうえ管理している。

カ　法の規定により、選挙期日の記号式投票の投票所には、候補者の氏名を掲示していない。

(2)　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料、当委員会が実施することを決定し、当委員会の事務局職員に行わせた物件の確認（平成23年７月19日実施）に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、記号式投票に関しては、市条例により、大館市長選挙の選挙期日の投票は、記号式投票用紙によるとされているところ、本件選挙に関する市委員会の資料や投票用紙の印刷発注等のための稟議書に特に不自然なところはなく、投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序について、手順に従った手続きが行われたと認められる。

③　当委員会が市委員会の保管する未使用の記号式投票用紙について調査したところ、所定の様式以外の投票用紙は存在しなかった。

④　旧田代町においては、記号式投票は初めてのことであり、事前に市委員会による広報がされていないこと等から、選挙期日の投票の際、当該選挙人の中に戸惑った者がいた可能性はあるが、当該投票用紙には、「投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつける欄に○をつけること。」と注意を促す記載もあり、選挙人において、記号式投票により選挙権の行使が困難であったとは認められない。

⑤　投票所における候補者の氏名の掲示については、法第175条第１項但し書きにより、選挙期日の記号式投票

の投票所には候補者の氏名の掲示は要しないとされている。

⑥　したがって、候補者の氏名の順番が異なる複数の記号式投票用紙が存在するとの事実は認められず、本件選挙において投票方法を変更した事実もなく、その他選挙無効となるような法令違反の事実は認められないことから、記号式投票用紙等に関する申立人の主張には理由がない。

３　投票箱の空虚確認

⑴　申立人の証言等

①　申立人は、令第34条が規定する投票箱のいわゆる空虚確認に関し、投票立会人が投票箱の空虚確認をした際に白票の投票用紙が沢山入っていたとの情報があったと主張し、その情報は空虚確認した者から直接聞いたものではない、と証言した。

②　これに対し、市委員会事務従事者は、投票所において、投票箱の空虚確認は適正に行っていると主張し、投票箱の空虚確認等について問題が発生したとの報告も受けていない、と証言した。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、選挙人が投票する前に、投票管理者が投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示すいわゆる空虚確認は、市委員会から提出された全投票所の投票録の「８その他⑴公職選挙法施行令第34条（投票箱の確認）の確認した選挙人」の欄中に確認した選挙人の記録がなされており、また、他に投票録には不自然な記載もないことから、適正に空虚確認は行われたと認められる。

③　したがって、投票箱の空虚確認をした際に白票の投票用紙が沢山入っていたとの事実は認められず、投票箱の空虚確認に関する申立人の主張には理由がない。

４　開票作業

⑴　申立人の証言等

①　申立人は、開票作業について、唐突に候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を受けた、選挙立会人が開票作業の手順について事前の説明を受けたか疑問である等と主張し、次のとおり証言した。

ア　開票会場で開票の様子を見るのは初めてのことであるが、開票や集計作業等の一連の投票用紙の流れに疑問を持った。

イ　申立書に記載のある「記載のある投票用紙を候補者ごとと思われる束にされた投票用紙がどんどん積まれ、あたかも予め票が用意されていたような印象を受けました」との記載については、友達と話をしてそのように思ったものである。

②　これに対し、市委員会は、開票作業は適正に行っていると主張し、事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　開票作業は、開票係、点検係、集計係、判読係、回付係及び庶務係がそれぞれ担当していた作業を手順に従って行っており、その集計も計数機や集計システムを使って適正に行っている。

イ　選挙立会人に対する説明は、開票作業が始まる前に、開票所の中で静寂な中で説明した。この様子については傍聴者も見ている。

③　３候補者から推薦のあった各選挙立会人は、次のとおり証言した。

ア　開票会場内で特段の異変はなく、選挙録に署名するに当たり特に問題ないものとして署名した。

イ　開票前、市の担当者から、注意事項に関する説明を受けた。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、申立人及び市委員会の主張及び証言、市委員会から提出された資料、選挙立会人の各証言に基づき、申立人が主張する選挙無効の原因となる事実はないと考える。

②　すなわち、市委員会は、会場において開票立会人への事前説明や開票作業の状況説明を行っており、開票立会人において、開票作業の内容を理解できない状態にはなかった。

③　開票所における市委員会の作業について、選挙立会人は、特に問題はなかったと証言しており、申立人が主張するような不自然な開票作業が行われたとは認められない。

④　したがって、申立人の主張は、開票作業の流れに関する誤解に基づくものと考えられ、他に選挙無効となるような法令違反の事実は認められないことから、開票作業に関する申立人の主張には理由がない。

５　選挙録等

⑴　当委員会の調査

①　当委員会において、市委員会から提出された選挙録等を確認したところ、有効投票の内、記号式投票の数の記載に疑問があったことから、その点を確認したところ、後日、市委員会から、「⑵有効投票の内訳」における「記号式投票」数を39,181票から39,334票に、同じく「法68条の２第１項以外の投票」数を9,408票から9,255票に訂正した選挙録の提出があった。また、当委員会が市委員会の保管する未使用の記号式投票用紙について

調査したところ、保管されているはずの枚数に10枚の不足が認められた。

②　これに対し、事務従事者は、次のとおり証言した。

ア　前回の大館市長選挙は無投票だったので、本件選挙は、期日前投票の制度ができた後、記号式投票用紙を使用した初めての選挙となる。

イ　候補者ごとの有効票の仕分けでは、記号式投票用紙にそれ以外のものを混ぜて結束したため、記号式投票用紙が何票かということを直接数えることができなかった。

ウ　選挙録を作成する際、有効投票数と無効投票数等を基に計算をして出したが、その計算の過程に誤りがあり、結果的に選挙録の記載に誤りが生じた。

エ　有効投票数は、各候補者の得票総数を合計したものと一致しており、誤りのない数字である。

オ　各投票所に配布した投票用紙で選挙人に交付されずに未使用となったものが市委員会に返却されるが、返却された未使用の記号式投票用紙が他の物品と紛れたため、保管されているはずの枚数に不足が生じた虞れがある。

⑵　当委員会の判断

①　当委員会としては、市委員会の証言、市委員会から提出された資料に基づき、選挙録の記載の誤り及び保管されている未使用の記号式投票用紙の不足は、選挙の効力に影響を及ぼすものではないと考えた。

②　すなわち、選挙録に関しては、法第83条により、選挙長が選挙録の作成及び関係書類を保存することが規定されている。そして、法第83条は、選挙録に記載される投票数等について、正確であることを要求しているものと考える。

③　ところで、平成19年４月に執行された大館市の前回の市長選挙は、複数立候補者がいなかったため投票は行われておらず、選挙事務従事者にとって、記号式投票用紙とそれ以外の投票用紙を仕分けする作業は、本件選挙が初めてであった。そのため、候補者ごとの有効票の仕分け及び選挙録の記載における不適切な事務処理により、本件選挙の選挙録では、有効投票における記号式投票数及び法第68条の２第１項以外の投票数に関して不正確な記載がなされていた。

④　しかし、選挙録は、選挙の結果を記載してその事実を証明するためのものにすぎず、選挙録の記載に誤りがあっても、そのことにより選挙録に瑕疵があるとはいえるが、選挙の執行状況を変えるまでの効力はないものと考える。また、本件選挙に関する選挙録に関し、有効投票における記号式投票数及び法第68条の２第１項以外の投票数以外の記載に誤りがあったことは窺われない。

⑤　そのため、本件選挙における選挙録の不正確な記載は、選挙録の瑕疵にとどまり、選挙の規定に違反して選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には該当しない。

⑥　また、未使用の記号式投票用紙に不足が生じているが、投票所で投票用紙の残数等を確認した後の事務処理において発生した問題と考えられ、また、未使用の投票用紙の保管に関する法令も存在しないことから、未使用の記号式投票用紙の不足は選挙規定に違反するとはいえない。

⑦　したがって、選挙録の記載の誤り及び保管されている未使用の記号式投票用紙の不足は、本件選挙の効力に影響を及ぼすものではない。

第３　結論

以上のとおり、本件選挙の無効を求める申立人の主張にはいずれも理由がなく、また、選挙録の記載の誤り及び未使用の記号式投票用紙に不足があることについても選挙の効力に影響がないことから、市委員会がした異議の申出の棄却決定を取り消す理由はなく、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成23年８月11日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号